（軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請）

**第六条**　法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を要する軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

（道路管理者の意見の聴取）

**第七条**　地方運輸局長は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。

2　道路管理者である地方公共団体の長は、前項の意見を提出しようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（申請書の送付）

**第八条**　地方運輸局長は、前条第一項の意見の提出があったとき、又は同項の期限が到来したときは、遅滞なく、第六条第一項の申請書に国土交通省令で定める事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に送付しなければならない。

（公共下水道管理者等の許可に係る基準）

**第九条**　法第四十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ　公共下水道等の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ　公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

二　法第七条第三項第五号イに規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ　堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ　管渠は、暗渠とすること。ただし、法第七条第三項第五号イに規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

ニ　屋外にあるもの（管渠を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ　下水により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ　地震によって公共下水道等による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト　管渠の清掃上必要な箇所にあっては、ます又はマンホールを設けること。

チ　ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

リ　ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

ヌ　下水を一時的に貯留するものにあっては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル　公共下水道等の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道等の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

ヲ　工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ　公共下水道等の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ　公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ　その他公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四　公共下水道等の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道等の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

**第十条**　法第四十七条第五項の政令で定める物は、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。

（空気調和設備等）

**第十一条**　法第五十三条第一項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一　空気調和設備その他の機械換気設備

二　照明設備

三　給湯設備

四　昇降機

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

**第十二条**　法第五十三条第一項の政令で定める建築物は、第三条に規定する建築物とする。

（低炭素建築物の容積率の特例に係る床面積）

**第十三条**　法第六十条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一）とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、法の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

**第二条**　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

**第三条**　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百三十二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）

（国土交通省組織令の一部改正）

**第四条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第十七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。

第四十三条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

第八十八条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。

第百十九条に次の一号を加える。

九　都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

附則第十二条中「第八十八条第十号」を「第八十八条第十一号」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰